



クリーンアップ推進員って？

資源回収や再利用等の業務を推進強化し、廃棄物の再資源化拡大を目的として、
 集団資源回収に登録している町内・自治会長から推薦された方々です。

集団資源回収実績について （令和5年4月から令和6年2月まで）



単位：t

	令和5年度 (A)	令和4年度 (B)	前年度比 (A/B×100)	前年度比 増減
古紙類	1,477.3	1,670.6	88.4%	▲11.6%
新聞紙	747.2	866.4	86.2%	▲13.8%
雑誌	181.1	212.0	85.4%	▲14.6%
段ボール	549.0	592.2	92.7%	▲7.3%
リターナブルびん	1.3	1.6	81.3%	▲18.7%
金属類	114.2	132.8	86.0%	▲14.0%
空き缶	75.9	87.2	87.0%	▲13.0%
鉄くず	38.3	45.6	84.0%	▲16.0%
紙パック	10.7	12.1	88.4%	▲11.6%
合計	1,603.5	1,817.1	88.2%	▲11.8%



令和5年度（令和5年4月～令和6年2月まで）の集団資源回収実績です。ご覧の通り、ほぼすべての品目で回収量が10%を越える減少となっていて、古紙類では雑誌の減少が目立ちます。

今年1月末に市内の書店が2店舗閉店となりました。書籍の電子化や、紙の書籍を通販で購入する方が増えていることなどが要因の一つではないかと推測します。市内で紙の書籍を購入する場所が減ったことで、ますます古紙排出量の減少が進むのではないかと思います。

< 4月の奨励金申請はお早めに！ >

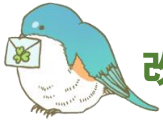
年度末の関係で、令和5年度第4四半期（令和6年1月～3月分）の奨励金交付申請書は、**4月10日(水)まで**の提出にご協力ください。

『3R講演会：省エネ・節電 基本の「キ」～ゼロカーボンってなんだろう～』を開催しました

北海道地球温暖化防止活動推進員の岡崎朱実氏を講師に迎え、私たちの日々の暮らしの中で省エネ・節電を心がけることが、地球温暖化防止に繋がるといってお話と、すぐに実践できるアイデアを教えてくださいました。参加者からは「わかりやすかった」「帰ったらやってみます」との声が聞かれました。



（開催日：令和6年3月2日（土）北ガス文化ホール）



改めて

集団資源回収と奨励金について

知っていますか？

「集団資源回収」とは？

各家庭から出る資源物を町内・自治会などの団体が自主的に集め、回収業者に引き渡すリサイクル活動です。ごみとして捨てられる資源物を分別して集めることで、ごみ減量へと繋げる効果が期待できます。

ここでいう「団体（集団）」とは、市内の町内・自治会、老人クラブ、少年団など非営利の団体で、事前に財団に登録した団体（以下、登録団体）を指します。

集団資源回収を実施するにあたり、登録団体は「財団に登録している5つの回収事業者※」より選定し、回収品目、回収方法や日時などを協議して二者間で契約します。

集団資源回収で回収する「資源物」とは、家庭から排出される古紙類、リターナブルびん、金属類、紙パックなどの品目のことです。品目は、上記で述べた通り登録団体と回収事業者とで決めているため、団体によって「回収しない・できない品目」もあります。ご注意ください。

※登録回収事業者（順不同）

株式会社クリーン開発、千歳資源再生業協会、有限会社イワオ、協業組合カンセイ、株式会社エヌ・ケーエンジニアリング

「奨励金の交付」とは？

現在の「奨励金制度」は、平成24年10月1日から始まりました。

登録団体が集団資源回収を実施し、回収業者に引き渡した資源物の量を記載した伝票（回収伝票or計量証明書）に基づいて、当財団が交付します。

交付は、単年度の四半期ごと（3ヶ月に1回、年4回）です。

交付を受けるには、財団へ「奨励金交付申請書」に伝票を添えて提出します。

申請書には、団体代表者または団体の押印が必要ですので、ご注意ください。



「集団資源回収」は、昭和56年から行われています。

そして「クリーンアップ推進員制度」は昭和63年に立ち上げられ、今日まで36年間にわたり続いています。

社会貢献活動の一環として125団体に、紙パック分の奨励金を福祉団体に寄附することに賛同していただいております。年1回の寄附の様子は、推進員だよりや財団ホームページなどでお知らせしています。昨年11月22日には、10年以上の寄附継続に対し、社会福祉法人千歳市社会福祉協議会より表彰されました。



（財団の受付窓口に掲示しています）



令和6年度（4月～10月まで）の予定

ご参加ください！

①	4月24日	水	第1回クリーンアップ推進員役員会
②	6月14日	金	クリーンアップ推進員会議 (18時～19時：北ガス文化ホール)
③	7月20日	土	令和6年度第1四半期（令和6年4月～6月分） 奨励金交付申請締切日
④	8月21日	水	第2回クリーンアップ推進員役員会
⑥	10月5日	土	第41回リサイクルフェスティバル開催
⑦	10月16日	水	クリーンアップ推進員研修会
⑧	10月31日	木	クリーンアップ推進員だより60号発行

②クリーンアップ推進員会議：6月14日（金）18:00～19:00



集団資源回収に係ることを議題に開く会議です。仕事をされている推進員にも参加していただけるように、平日の夜間に開催します。財団（推進員事務局）からの報告が主になりますが、推進員の活動報告の場所でもあります。

会議に先立ちまして、7年以上推進員を継続していただいた方を表彰する「クリーンアップ推進員永年功労表彰式」を開催します。対象者には5月頃にご連絡を差し上げますので、是非、ご出席ください。



⑥第41回リサイクルフェスティバル 10月5日（土）10:00～14:00

グリーンベルトで行われるイベントです。主催は「ちとせ環境と緑の財団」と「クリーンアップ推進員会」。一緒にイベントを盛り上げてくれる推進員を募集しますので、ご協力をお願いします。



⑦クリーンアップ推進員研修会 10月16日（水）



推進員としての知識向上と、推進員同士の交流を目的としています。

令和6年度は「道央廃棄物処理組合焼却施設」などを見学予定です。

詳細は決定次第、お知らせします。



（昨年の様子）

活動資金（謝金）の支給について

令和5年4月から令和6年3月までで、推進員に委嘱されていた期間に応じた活動資金を3月中旬以降に支給します。

詳細は推進員みなさまに宛てて郵送された通知書をご確認ください。

これからも、お仕事やお体に無理のない範囲で、推進員としての活動をお願いいたします。



転居や健康上の理由等で推進員を辞める時は届け出が必要となりますので、財団（事務局）にご連絡ください。所属する町内・自治会から連絡をいただいた場合でも、活動資金についての手続き等があるため、推進員本人と事務局とのやりとりが必要となります。



「町内・自治会におけるクリーンアップ推進員の職務」とは？

資源回収に関する地域での啓発活動と、財団との窓口業務です。



<春は転入者からの問い合わせが増えます>

この時期、財団には「段ボールはどこに出せばいいですか？」等のお問い合わせが多く寄せられます。

この際、財団でも町内会からご提供いただいた情報により対応しています。資源回収に関することで、ここ最近、変更していることはありませんか？戸別や拠点回収の曜日などが変わったりしていませんか？

間違った情報が伝わると、資源物が回収されることなく放置され、町内の環境美化が損なわれてしまうかもしれません。

集団資源回収に関する情報に変更があった場合は、必ず！速やかに！財団までご連絡ください。

また、財団から推進員へお尋ねする場合がありますので、ご協力ください。

「推進員だより」に関するご意見・ご質問は、財団までお寄せください。



【連絡先】

公益財団法人ちとせ環境と緑の財団（推進員事務局）
事業課資源振興係（佐藤・戸梶）

TEL：0123-26-1213 FAX：0123-22-1118

E-mail：shigen@chitosekankyoku-midori.or.jp